

# 年金記録訂正請求に係る答申について

中国四国地方年金記録訂正審議会  
令和6年8月22日答申分

## ○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	0件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	0件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	2件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	2件

厚生局受付番号：中国四国（受）第 2400005 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 2400011 号

## 第 1 結論

請求者が、請求期間において、船舶 A に乗船したとすることに関しては、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として記録することを認めることはできない。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 17 年 2 月 3 日から平成 18 年 8 月 6 日まで

請求期間について、船舶「B」にセコンドエンジニアとして乗船した。所持している乗船履歴証明書には、請求期間において乗船したことが記載されているにもかかわらず、年金の記録がないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第 3 判断の理由

厚生年金保険の被保険者となる船員は、原則として、日本船舶（日本の法人等が所有する船舶）に乗り組む船長及び海員並びに予備船員とされているが、日本の船舶所有者に雇用される日本人船員が外国法人が所有する船舶（以下「外国船舶」という。）に乗船する場合については、一定の要件を満たしている場合において、厚生年金保険の被保険者とする取扱いとされている。

請求者が、請求期間において乗船したとする「B」は、請求者が所持している乗船履歴証明書の記載内容によると、船舶の名称は「A」、船舶所有者は「C」と認められる。

また、D運輸局の回答によると、船舶原簿に「A」は登記されていないこと等から「A」は日本船舶ではなく、外国船舶であると認められる。

さらに、請求者は、E社から電話で乗船依頼があり、請求期間において同社から派遣されて、「B」に乗船した旨を主張している。

したがって、本件訂正請求は、請求者が請求期間において、E社（現在は、F社）から派遣されて外国船舶のAに乗船したとして、当該乗船期間を厚生年金保険の被保険者期間として記録することを求めるものである。

請求者が所持している乗船履歴証明書には、請求者がAに乗船した日は平成 17 年 2 月 3 日、下船した日は平成 18 年 8 月 6 日と記載されており、また、E社の記名及

び押印が確認できる。

一方、請求者は日本を含む各国の船員手帳等を8冊提出しているが、その中に、請求期間に係るAへの乗船記録が記載されたものはなく、G国の手帳によると、請求者が、平成16年8月27日から平成17年2月24日までの期間及び同年10月22日から平成18年3月9日までの期間において、外国船舶「H」に乗船していたことが記載されていることが確認でき、また、Hに船員を派遣していたI社も、同期間において、請求者がHに乗船していたと回答している。

したがって、乗船履歴証明書に記載されているAの乗船日「平成17年2月3日」において、請求者はHに乗船中であり、平成17年2月3日から同年2月24日までの期間及び同年10月22日から平成18年3月9日までの期間は、HとAの乗船期間が重なっている。

また、E社は、「請求期間当時のAへの乗船に関する書類は保管していないが、Aに乗船した日本人船員は3名であり、当該3名の職種は船長、1等航海士、機関長であったと聞いている。請求者が所有している海技免状（機関）では、これらの職種として乗船することはできない等の理由により、請求者が請求期間にAに乗船したことは否定する。」旨を回答している。

なお、E社は、乗船履歴証明書について、外国船舶に乗船する船員は、各国の船員手帳に乗船履歴が記載されることとなるが、外国の船員手帳は、海技士免許の更新に必要な「乗船期間の証明書」として認められていなかったため、乗船履歴証明書を発行していたとしている。

これらのことから、請求者が所持している乗船履歴証明書の記載内容をもって、請求者が請求期間においてAに乗船していたと認めることはできない。

さらに、請求者はAと一緒に乗船していた者として2名の名前を挙げているが、連絡先が判明した1名は、請求者を記憶しておらず、請求者のAへの乗船の事実等について確認することができず、また、J市の回答によると、請求者は、平成16年4月15日から平成18年9月2日までの期間において国民健康保険に加入していることが確認できる。

このほか、請求者は、Aに乗船していた期間の給与は支払われていないと主張し、また、請求者及びE社は、請求期間におけるAへの乗船に関する雇用契約等が確認できる資料を保管しておらず、ほかに請求者のAへの乗船並びに請求者とE社との雇用契約及び給与に関する資料はない。

したがって、請求者が、請求期間において、船舶Aに乗船したとすることに関しては、厚生年金保険の被保険者となる要件を満たしていたことを確認又は推認することはできず、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間とすることは認められない。

なお、請求者がAに乗船していたとする期間の厚生年金保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらないため、請求者が請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできず、また、請求者が、請求期間において、船舶Aに乗船したとすることに関

して、事業主が、厚生年金保険の被保険者資格に係る届出を行ったことをうかがわせる事情もない。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 2400022 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 2400012 号

## 第 1 結論

請求期間について、請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 20 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 19 年 9 月 30 日から平成 20 年 10 月 1 日まで

私は、A 社に平成 12 年 1 月から平成 20 年 9 月 30 日まで正社員として勤務し、その後は平成 21 年 2 月までアルバイトとして勤務した。正社員として勤務した期間は厚生年金保険に加入していたのに、年金記録は平成 19 年 9 月 30 日に被保険者資格を喪失しているもので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第 3 判断の理由

### 1 請求期間における勤務実態等について

A 社から提出された請求者の請求期間の各月分に係る給与支給額及び控除額が記載されている「支給控除一覧表」、請求者から提出された給与振込口座の預金通帳等により、請求者は請求期間において同社から給与が支給されていたことが確認できる。

しかしながら、A 社から提出された請求者に係る平成 19 年 9 月 1 日付けの退職届によると、退職年月日は「平成 19 年 9 月 29 日」と記載されており、また、請求者の同社に係る雇用保険の被保険者記録によると、離職年月日は、同年 9 月 29 日と記録され退職届の退職年月日と一致している。

さらに、オンライン記録によると、請求者の平成 19 年 9 月 30 日の厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、同年 10 月 4 日に処理され、同日が健康保険被保険者証の回収日と記録されている。

加えて、A 社から提出された請求者の平成 19 年 8 月分及び同年 9 月分の支給控除一覧表には「B 職」と記載され、同年 10 月分から平成 21 年 2 月分までの各月分には「アルバイト」と記載されているところ、同社は、「B 職は正社員である。正社員は厚生年金保険に加入させるが、アルバイトは加入させていなかった。」とし

ている。

その上、請求者は、正社員の間は厚生年金保険に加入し、アルバイトに変更した時に厚生年金保険の資格を喪失し、そのほか健康保険、雇用保険等の資格も同時に喪失した旨陳述している。

以上によると、請求者は、A社において、平成19年9月29日を退職日とする退職届を提出し、事業主が厚生年金保険被保険者資格の喪失日を同年9月30日とする届出を行い、その後、請求期間において請求者はアルバイトとして同社に勤務していたことがうかがえる。

一方、厚生年金保険に加入する要件については、アルバイトであっても、勤務時間及び勤務日数が正社員の4分の3以上の勤務実態である場合には加入することとされているが、A社は、アルバイトとして勤務した場合には、厚生年金保険に加入させていなかったとし、また、請求期間において請求者が、アルバイトとしてどのような勤務実態であったかは明らかではないとしている。

さらに、請求期間当時、A社で厚生年金保険被保険者記録のある者に照会を行っても、請求期間における請求者の勤務実態を確認することができない。

これらのことから、請求者が請求期間において厚生年金保険の被保険者となる要件を満たす勤務実態により勤務していたことを確認又は推認することはできず、A社が、請求者の請求期間に係る厚生年金保険の被保険者資格の取得について、届出を行ったことがうかがえる事情もない。

## 2 請求期間に係る厚生年金保険料控除について

請求者は、請求期間当時、給与から厚生年金保険料が控除されていたと主張しているが、A社から提出された請求者の支給控除一覧表によると、平成19年8月分の給与については、厚生年金保険料が控除されていることが確認できるが、同年9月分から平成21年2月分までの各月分については、給与から厚生年金保険料は控除されていないことが確認できる。

また、A社は、「当社ではアルバイトであった請求者の請求期間に係る保険料控除を行っていない。」とし、ほかに請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情はない。

したがって、請求者が請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。